

1 事件の概要

原審	東京地方裁判所平成23年(ワ)第38969号 東京地方裁判所平成23年(ヨ)第22027号 東京地方裁判所平成23年(ヨ)第22098号
当事者	控訴人(被告)・抗告人(債権者) 三星電子株式会社 被控訴人(原告)・相手方(債務者) Apple Japan合同会社
権利の種別	特許権
発明の名称	移动通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置 (特許番号:第4642898号)
判決言渡日	平成26年5月16日

不必要なデータを省くことでサイズを小さくし、効率的に送信できる技術

特許権者サムソンと実施者のアップル製品をめぐる3つの事件の判決地裁判断（3件とも地裁 46 部 2013/2/28）「アップルが使用許可を求めたのに、サムソンは誠実に交渉すべき信義則上の義務（他社とのライセンス条件開示義務）を尽くさなかった」として、アップルに対する損害賠償請求は「権利の濫用に当たる」と判断した。

事件1 平成25年(ネ)第10043号 債務不存在確認請求控訴事件

原審は、以下の本件製品1～4に関して原告（アップル）による不法行為に基づく確認訴訟。

原判決は、本件製品1及び3は本件特許に係る発明の技術的範囲に属しないとする一方、本件製品2及び4については、本件特許に係る発明の技術的範囲に属するとしつつも、控訴人による本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使は権利濫用に当たると判断して、被控訴人（アップル）の請求を全部認容した。控訴人（サムソン）は、これを不服として本件控訴を提起した。

事件2 平成25年(ラ)第10007号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件

事件3 平成25年(ラ)第10008号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件

対象製品はそれぞれ iPhone4, iPad 2 Wi-Fi+3G モデルと、iPhone4S。原決定は、対象製品は特許発明の技術的範囲に属するが、差止請求権の行使は権利濫用であるとして抗告人（サムソン）の申立てを却下した。これを不服とする抗告申立事件である。



サムソンの特許がFRAND宣言がされた特許であることから特許権の効力の及ぶ範囲に対する知財高裁の判断が注目を集めた。

2 FRAND宣言とは

「公正、合理的かつ非差別的な条件」(Fair, Reasonable and Non-Discriminatory terms and conditions) (FRAND条件) で、取消不能なライセンスを許諾する用意がある旨の宣言」

(詳細)

「判決・決定の要旨、2 前提となる事実の概要」より

- (1) 本件各製品は、第3世代移動通信システムないし第3世代携帯電話システム(3G)¹ (Third Generation) の普及促進と付随する仕様の世界標準化を目的とする民間団体である3GPP (Third Generation Partnership Project) が策定した通信規格であるUMTS規格 (Universal Mobile Telecommunications System) に準拠した製品である。
- (2) 3GPPを結成した標準化団体の一つであるETSI (European Telecommunications Standards Institute) (欧州電気通信標準化機構) は、知的財産権(IPR) の取扱いに関する方針として「IPRポリシー」(Intellectual Property Rights Policy) を定めている。
- (3) 控訴人は、ETSIのIPRポリシーに従って、2007年(平成19年)8月7日、ETSIに対し、本件特許を含むIPRが、UMTS規格に関連して必須IPRであるか、又はそうなる可能性が高い旨を知らせるとともに、**「公正、合理的かつ非差別的な条件」(Fair, Reasonable and Non-Discriminatory terms and conditions) (FRAND条件) で、取消不能なライセンスを許諾する用意がある旨の宣言 (本件FRAND宣言)**をした。

3 争点

事件1に7つ、事件2及び3に実質1つ(便宜上、争点8)の争点、下線はFRAND宣言が関係する。

(争点1) 本件各製品についての本件発明1の技術的範囲の属否

(争点2) 本件発明2に係る本件特許権の間接侵害(特許法101条4号、5号)の成否

(争点3) 特許法104条の3第1項の規定による本件各発明に係る本件特許権の権利行使の制限の成否

(争点4) 本件各製品に係る本件特許権の消尽の有無

(争点5) 控訴人の本件FRAND宣言に基づくアップル社と控訴人間の本件特許権のライセンス契約の成否

(争点6) 控訴人による本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使の権利濫用の成否

(争点7) 損害額

(争点8) 抗告人による本件特許権による差止請求権の行使の権利濫用の成否 (事件2及び3)

本日の紹介対象とする争点

¹ 移動体(携帯電話等)通信方式

第1世代; アナログ式、2000年までに廃止。同一周波数で1台、第2世代以降デジタル化

第2世代; 2G (2nd generation) 同じ周波数を一定時間毎に切り替えて使用する、同一周波数で3~6台使用できる。国ごと、一つの国の中ですら規格が異なっていた。→3GPP結成の誘因。

第3世代; 3G (3rd generation) 2000年ごろから軍事技術(CDMA)を使って検討開始、2001年10月ドコモのFOMAが世界初の商用サービスを開始した。通信速度 ~2Mbps

第4世代; 4G (4th generation) 実験中、固定通信網と移動通信網収束、ドコモが2015年からサービス開始したいを表明している。通信速度 50Mbps - 1Gbps、

第5世代; 2020年(東京オリンピック!) 開始目標、通信速度 10Gbps 以上目標

4 FRAND宣言が関係する4つの争点に対する知財高裁判断

(1) 判断結果のまとめ

ア (争点5) ライセンス契約の成否

FRAND宣言によってライセンス契約が成立するものではない。FRAND宣言は契約の申込みとは認められない。

イ (争点8) 差止請求権の行使の権利濫用の成否 (事件2及び3)

本件特許権による差止請求権の行使は権利濫用に当たる。

ウ (争点6) 損害賠償請求権の行使の権利濫用の成否

FRAND条件でのライセンス料相当額を越える部分では権利の濫用に当たるが、FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たらない。

なお、ライセンス料の、相当額を越える部分または相当額範囲内、いずれの場合にも特段の事情があれば、上記原則に該当しない場合がある。

エ (争点7) 損害額

ライセンス料相当額は本件製品2及び4の売上高に、本件製品2及び4がUMTS規格に準拠していることが売上げに寄与したと認められる割合を乗じ、さらに累積ロイヤリティが過大なることを防止するとの観点から、その上限となる率を乗じ、UMTS規格の必須特許の数で除することで算出された額となる。

(2) 判断の理由

ア (争点5) ライセンス契約の成否

フランス法²においては、ライセンス契約が成立するためには、少なくともライセンス契約の申込みと承諾が必要とされるところ、次のとおり本件FRAND宣言については、フランス法上、ライセンス契約の申込みであると解することはできない。

すなわち、

- ① (文言解釈)³本件FRAND宣言は「取消不能なライセンスを許諾する用意がある」(prepared to grant irrevocable licenses) とするのみで、「ここにライセンスを供与する」(hereby do license) あるいは「ライセンスを確約する」(commit to license) 等他の採り得る文言と比較しても、暫定的で、宣言者の側で更なる行為がされることを前提とする文言となっており、文言上確定的なライセンスの許諾とはされていない。また、
- ② (ライセンス条件規定なし) フランス法上、ライセンス契約の成立にはその対価が決定されている必要がないとしたとしても、本件FRAND宣言には、ライセンス契約の対価たるライセンス料率が具体的に定められていないのみならず、ライセンスした場合の地理的範囲やライセンス契

² 本件FRAND宣言に基づく本件特許権のライセンス契約の成否は、その法律関係の性質が法律行為の成立及び効力に関する問題であるから、通則法7条によってその準拠法が定められる(判決118~119頁)。IPRポリシーの引用「12 このポリシーは、フランス法に準拠する。」(判決10頁14行)

通則法

第一条(趣旨) この法律は、法の適用に関する通則について定めるものとする。

第七条(当事者による準拠法の選択) 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。

³ (見出し)は黒丸がつけた見出しです。

約の期間等も定まっておらず、これに対する承諾がされたことで契約が成立するとした場合の拘束力がいかなる範囲で生じるのかを知る手がかりが何ら用意されていない。このように本件FRAND宣言は、本来ライセンス契約において定まっているべき条件を欠き、これをライセンス契約の申込みであるとする、成立するライセンス契約の内容を定めることができない。同様に、

- ③ (許容性が無いこと) 本件FRAND宣言をするに際しては、ETSIのIPRポリシーに従って互惠条件が選択されており、本件FRAND宣言には、規格に関し相互にライセンス供与することを求めるとの条件に従い行われるとの文言が含まれていた…。本件FRAND宣言をライセンス契約の申込みであると解する場合には、FRAND宣言をしていない必須特許の保有者がいた場面等では、この互惠条件が満たされないまま、FRAND宣言の対象となった特許についてのみライセンス契約が成立する事態を招きかねない。加えて、
- ④ (必要性があること、IPRポリシーの「IPRについてのETSIの指針」からの解釈) 本件FRAND宣言は、ETSIのIPRポリシーに基づいてされたところ、これを補足する「IPRについてのETSIの指針」…には、「可能性のあるライセンサー」「可能性のある潜在的ライセンサー」との文言が使用され、「ETSIは、FRAND条件のために必須IPRのライセンスの公平かつ誠実な交渉を行うことを、会員(およびETSI会員以外の者)に期待する。」と規定されているなど当事者間で交渉が行われることが前提とされている部分(4.4項)、「具体的なライセンスの条件および交渉は企業間の商業上の問題であり、ETSI内部では取り上げられない。」とされるなど、ETSIはライセンス交渉には関与しないことを明らかにしている部分(4.1項)がある。また、「ETSIのIPRポリシーについてのFAQ」…でも、「ETSI規格にとって必須であると宣言された特許を使用するためには、許可を得る必要があります。その目的のため、規格の各使用者は、ライセンス許諾を、特許権者に直接求めなければなりません。」(回答6)とされている。このように、ETSIにおいても、本件FRAND宣言を含めて、そのIPRポリシーに基づいてされたFRAND宣言が直ちにライセンス契約の成立を導くものではないことを前提としていると解される。さらには、
- ⑤ (IPRポリシーの制定経緯の参酌) 現在のETSIのIPRポリシーを制定するに当たっては、当初、利用者に「自動ライセンス」を与えることを可能とするような規定とする試みが存在したところ、これに強い反対があり断念された結果、現在のIPRポリシーが採用されたという経緯がある…。本件FRAND宣言が契約の申込みであると解することは、ETSIのIPRポリシーの制定過程で断念された「自動ライセンス」を認めたと同一の結果となり、現在のETSIのIPRポリシーの制定経緯に反する点に照らしても、相当とはいえない。

以上からすると、

本件FRAND宣言がライセンス契約の申込みであると解することはできない。

イ（争点8）差止請求権の行使の権利濫用の成否（事件2及び3）

必要性

UMTS規格に準拠した製品を製造、販売等しようとする者は、UMTS規格に準拠した製品を製造、販売等するものに必須となる特許権のうち、少なくともETSIの会員が保有するものについては、ETSIのIPRポリシー4.1項等に応じて適時に必要な開示がされるとともに、……①同ポリシー6.1項等によってFRAND宣言をすることが要求されていることを認識しており、……②特許権者とのしかるべき交渉の結果、将来、FRAND条件によるライセンスを受けられるであろう……③と信頼するが、その信頼は保護に値するというべきである。

したがって、本件FRAND宣言がされている本件特許について、無制限に差止請求権の行使を許容することは、このような期待を抱いてUMTS規格に準拠した製品を製造、販売する者の信頼を害することになる。

許容性

必須宣言特許を保有する者は、UMTS規格に準拠する者のかかる期待を背景に、UMTS規格の一部となった本件特許を含む特許権が全世界の多数の事業者等によって幅広く利用され、それに応じて、UMTS規格の一部とならなければ到底得られなかったであろう規模のライセンス料収入が得られるという利益を得ることができる。……①
また、本件FRAND宣言を含めてETSIのIPRポリシーの要求するFRAND宣言をした者については、自らの意思で取消不能なライセンスをFRAND条件で許諾する用意がある旨を宣言しているのであるから、……②FRAND条件での対価が得られる限りにおいては、差止請求権を行使することによってその独占状態が維持できることはそもそも期待していないものと認められ、かかる者について差止請求権の行使を認め独占状態を保護する必要性は高くはないといえる。

相手方を含めてUMTS規格を実装した製品を製造、販売等しようとする者においては、

- ・UMTS規格を実装しようとする限り、……代替的技術の採用や設計変更は不可能である。
 - そのため、……差止請求が無限定に認められる場合には、差止めによって発生する損害を避けるために、
 - ・FRAND条件から離れた……著しく不利益なライセンス条件に応じざるを得なくなり、あるいは
 - ・事業自体をあきらめざるを得なくなる可能性がある。
 - ・また、UMTS規格極めて多数の特許権の利用許諾を受けることは著しく困難であると考えられ、
- 差止請求を無限定に認める場合には、……通信規格の統一と普及を目指したETSIのIPRポリシーの目的に反することになるし、……社会一般が得られるはずであった各種の便益が享受できない結果ともなる。

必須宣言特許についてFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対し、FRAND宣言をしている者による特許権に基づく差止請求権の行使を許すことは、相当ではない。

他面において、UMTS規格に準拠した製品を製造、販売する者が、FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しない場合には、かかる者に対する差止めは許されると解すべきである。

……このような者に対してまで差止請求権を制限する場合には、特許権者の保護に欠けるからである。
「以上を総合すれば、本件FRAND宣言をしている抗告人による本件特許権に基づく差止請求権の行使については、相手方において、抗告人が本件FRAND宣言をしたことに加えて、相手方がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることの主張立証に成功した場合には、権利の濫用（民法1条3項）に当たり許されないと解される。」

「アップル社は、…抗告ライセンスを受ける意思を有する者であると認められる。」

ウ（争点6）損害賠償請求権の行使の権利濫用の成否

a FRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求

UMTS規格に準拠した製品を製造、販売等しようとする者は、UMTS規格に準拠した製品を製造、販売等するものに必須となる特許権のうち、少なくともETSIの会員が保有するものについては、ETSIのIPRポリシー4.1項等に応じて適時に必要な開示がされるとともに、……①同ポリシー6.1項等によってFRAND宣言をすることが要求されていることを認識しており、……②特許権者とのしかるべき交渉の結果、将来、FRAND条件によるライセンスを受けられるであろう……③と信頼するが、その信頼は保護に値するというべきである。

したがって、本件FRAND宣言がされている本件特許についてFRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求権の行使を許容することは、このような期待を抱いてUMTS規格に準拠した製品を製造、販売する者の信頼を害することになる。

必須宣言特許を保有する者は、UMTS規格に準拠する者のかかる期待を背景に、UMTS規格の一部となった本件特許を含む特許権が全世界の多数の事業者等によって幅広く利用され、それに応じて、UMTS規格の一部とならなければ到底得られなかったであろう規模のライセンス料収入が得られるという利益を得ることができる。……①
また、本件FRAND宣言を含めてETSIのIPRポリシーの要求するFRAND宣言をした者については、自らの意思で取消不能なライセンスをFRAND条件で許諾する用意がある旨を宣言しているのであるから、……②FRAND条件でのライセンス料相当額を超えた損害賠償請求権を許容する必要性は高くはないといえる。

したがって、FRAND宣言をした特許権者が、当該特許権に基づいて、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求をする場合、そのような請求を受けた相手方は、特許権者がFRAND宣言をした事実を主張、立証をすれば、ライセンス料相当額を超える請求を拒むことができると解すべきである。

これに対し、特許権者が、相手方がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しない等の特段の事情が存することについて主張、立証をすれば、FRAND条件でのライセンス料を超える損害賠償請求部分についても許容されるというべきである。そのような相手方については、そもそもFRAND宣言による利益を受ける意思を有しないのであるから、特許権者の損害賠償請求権がFRAND条件でのライセンス料相当額に限定される理由はない。もっとも、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求を許容することは、前記のとおり弊害が存することに照らすならば、相手方がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないとの特段の事情は、厳格に認定されるべきである。

b FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求

FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内での損害賠償請求については、必須宣言特許による場合であっても、制限されるべきではないといえる。

すなわち、UMTS規格に準拠した製品を製造、販売等しようとする者は、FRAND条件でのライセンス料相当額については、将来支払うべきことを想定して事業を開始しているものと想定される。①
また、ETSIのIPRポリシーの3. 2項は「IPRの保有者は・・・IPRの使用につき適切かつ公平に補償を受ける」(IPR holders …should be adequately and fairly rewarded for the use of their IPRs[.]) ことをもETSIのIPRポリシーの目的の一つと定めており、特許権者に対する適切な補償を確保することは、この点からも要請されているものである。 ……………②

ただし、FRAND宣言に至る過程やライセンス交渉過程等で現れた諸般の事情を総合した結果、当該損害賠償請求権が発明の公開に対する対価として重要な意味を有することを考慮してもなお、ライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求を許すことが著しく不公正であると認められるなど特段の事情が存することについて、相手方から主張立証がされた場合には、権利濫用としてかかる請求が制限されることは妨げられないというべきである。

c まとめ

以上を総合すれば、本件FRAND宣言をした控訴人を含めて、FRAND宣言をしている者による損害賠償請求について、

- ① FRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求を認めることは、上記aの特段の事情のない限り許されないというべきであるが、他方、
- ② FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内での損害賠償請求については、必須宣言特許による場合であっても、上記bの特段の事情のない限り、制限されるべきではないといえる。」

「本件に現れた一切の事情を考慮しても、控訴人によるFRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内での損害賠償請求を許すことが著しく不公正であるとするに足りる事情はうかがわれず、前記特段の事情が存在すると認めるに足りる証拠はない。」

「本件について被控訴人にFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しない場合など特段の事情が存するとは認められない。」

「よって、控訴人による本件の損害賠償請求が権利の濫用に当たるとの被控訴人の主張は、控訴人の主張に係る損害額のうち、後記7のとおりFRAND条件によるライセンス料相当額を超える部分では理由があるが、FRAND条件によるライセンス料相当額の範囲では採用の限りではない。」

エ (争点7) 損害額

ETSIはFRAND条件によるライセンス料の手がかりを用意せず、当事者間の交渉にゆだねている。知財高裁は、ETSIのIPRポリシーが定められた趣旨及び本件製品2及び4の性質等を総合し独自に算定した。

すなわち、まず本件製品2及び4の売上高合計のうち、UMTS規格に準拠していることが貢献した部分の割合を算定し…、 ……………①

次に、UMTS規格に準拠していることが貢献した部分のうちの本件特許が貢献した部分の割合を算定する…。……………②

UMTS規格に準拠していることが貢献した部分のうちの本件特許が貢献した部分の割合を算定する際には、累積ロイヤリティが過剰となることを抑制する観点から全必須特許に対するライセンス料の合計が一定の割合を超えない計算方法を採用することとし…。……………③

本件においては、他の必須特許の具体的内容が明らかでないことから、UMTS規格に必須となる特許の個数割りによるのが相当である…。……………④

以上から、損害賠償請求権が金995万5854円+遅延損害金超えて存在しないことを確認する。

5 FRAND宣言が関係しない争点4に対する知財高裁判断

(1) 背景

UMTS規格に沿った処理は本件製品に組み込まれたベースバンドチップ（インテル製）が行う処理である。

控訴人（サムソン）とインテル社間のライセンス契約において、控訴人の保有する特許のうち、契約満了日（2009年12月31日）前の日付を第1優先日とする全ての特許権（本件特許権を含む。）に関し、インテル社に対し、「インテル・ライセンス対象製品」（半導体材料、半導体素子又は集積回路から構成される製品を含む。）の製造、販売（子会社等を経由した間接的な販売を含む。）等に関する全世界的なライセンスを許諾した。

本件各製品の特許発明を実施する部品は控訴人のライセンシーが譲渡した製品であるから本件特許権は消尽しているとするのが被控訴人の主張である。

(2) 判断

（争点4）本件各製品に係る本件特許権の消尽の有無

本件特許権が消尽した旨の被控訴人（アップル）の主張は前提において失当であると判断し、被控訴人の主張を排斥した

(3) 判断の理由

(7) 特許権者又は専用実施権者（この項では、以下、単に「特許権者」という。）が、我が国において、特許製品の生産にのみ用いる物（第三者が生産し、譲渡する等すれば特許法101条1号に該当することとなるもの。以下「1号製品」という。）を譲渡した場合には、当該1号製品については特許権はその目的を達成したものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該1号製品の使用、譲渡等（特許法2条3項1号にいう使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をいう。以下同じ。）には及ばず、特許権者は、当該1号製品がそのままの形態を維持する限りにおいては、当該1号製品について特許権を行使することは許されないと解される。しかし、その後、第三者が当該1号製品を用いて特許製品を生産した場合においては、特許発明の技術的範囲に属しない物を用いて新たに特許発明の技術的範囲に属する物が作出されていることから、当該生産行為や、特許製品の使用、譲渡等の行為について、特許権の行使が制限されるものではないとするのが相当である（BBS最高裁判決（最判平成9年7月1日・民集51巻6号2299頁）、最判平成19年11月8日・民集61巻8号2989頁参照）。

なお、このような場合であっても、特許権者において、当該1号製品を用いて特許製品の生産が行われることを黙示的に承諾していると認められる場合には、特許権の効力は、当該1号製品を用いた特許製品の生産や、生産された特許製品の使用、譲渡等には及ばないとするのが相当である。

そして、この理は、我が国の特許権者（関連会社などこれと同視すべき者を含む。）が国外において1号製品を譲渡した場合についても、同様に当てはまると解される（BBS最高裁判決（最判平成9年7月1日・民集51巻6号2299頁参照））。

(イ) 次に、1号製品を譲渡した者が、特許権者からその許諾を受けた通常実施権者（1号製品のみの譲渡を許諾された者を含む。）である場合について検討する。

1号製品を譲渡した者が通常実施権者である場合にも、前記(ア)と同様に、特許権の効力は、当該1号製品の使用、譲渡等には及ばないが、他方、当該1号製品を用いて特許製品の生産が行われた場合には、生産行為や、生産された特許製品の使用、譲渡等についての特許権の行使が制限されるものではないと解される。さらには、1号製品を譲渡した者が通常実施権者である場合であっても、特許権者において、当該1号製品を用いて特許製品の生産が行われることを黙示的に承諾していると認められる場合には、前記(ア)と同様に、特許権の効力は、当該1号製品を用いた特許製品の生産や、生産された特許製品の使用、譲渡等には及ばない。

このように黙示に承諾をしたと認められるか否かの判断は、特許権者について検討されるべきものではあるが、1号製品を譲渡した通常実施権者が、特許権者から、その後の第三者による1号製品を用いた特許製品の生産を承諾する権限まで付与されていたような場合には、黙示に承諾をしたと認められるか否かの判断は、別途、通常実施権者についても検討することが必要となる。

なお、この理は、我が国の特許権者（関連会社などこれと同視すべき者を含む。）からその許諾を受けた通常実施権者が国外において1号製品を譲渡した場合についても、同様に当てはまると解される。

(ウ) これを本件についてみる。

以上よりすると、本件では、控訴人が特許製品の生産を黙示的に承諾しているとは認めるに足りず、また、【製造業者】にその権限があったとも認めるに足りないから、本件ベースバンドチップを用いて生産された特許製品（本件製品2及び4）を輸入・販売する行為について本件特許権の行使が制限されるものではないと解される。」

「被控訴人の消尽に係る主張は、本件ベースバンドチップが、…ライセンス契約に基づいて製造・販売された物であることを前提とするから、当該事実が認められない以上、その前提を欠き、採用できない。仮にそうでないとしても、特許製品である本件製品2及び4について、本件特許権の行使が制限されるものではないから、いずれにせよ、この点に関する被控訴人の主張は採用できない。

6 ゼミで議論したいこと

- ・争点4に対する判断理由の妥当性
- ・損害賠償額について、その額及び考え方

なお、平成23年(ヨ)第22027号 特許権仮処分命令申立事件の第28頁のアップルの主張は、「債権者は別訴でロイヤルティ料率の合計「約5%」を主張、全世界においてUMTS規格に不可欠と宣言された1889の特許ファミリーのうち、債権者保有しているのは5.5%に当たる103。ロイヤルティ料率は、高くても0.275%（5%×5.5%）」

以上